

○神戸芸術工科大学大学院学位規程

制 定 平成 5年4月1日

最近改正 平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに神戸芸術工科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条の規定に基づき、神戸芸術工科大学大学院（以下「本大学院」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 修士（芸術工学）
- (2) 博士（芸術工学）

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、大学院学則第37条第1項に規定するところにより、本大学院修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、大学院学則第37条第2項に規定するところにより、本大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、本大学院博士後期課程を経ない者であっても、論文を提出してその審査及び最終試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者には、博士の学位を授与する。

(学位論文の提出)

第5条 修士の学位申請論文又は作品（以下「修士論文又は作品」という。）の提出に関しては、次のとおりとする。

- (1) 修士論文又は作品は、指導教員のもとに作成し、承認を得て提出するものとする。
 - (2) 修士論文の場合は、論文正本1部、副本3部及び添付資料等がある場合は保存用添付資料4部とし、修士作品の場合は、作品一式、説明小論文の正本1部、副本3部及び添付資料等がある場合は保存用添付資料1部を作成し、これら論文又は作品等を記録した電子媒体1部と合わせて、指導教員を経て、修士論文又は作品審査願及び要旨を付して学長に提出するものとする。
 - (3) 保存用添付資料の作成については、別に定める。
- 2 博士の学位申請論文（以下「博士論文」という。）の提出に関しては次のとおりとする。
- (1) 博士論文は、指導教員のもとに作成し、承認を得て提出するものとする。

(2) 博士論文は博士論文等を記録した電子媒体1部、正本2部、副本4部及び作品や参考資料等の添付資料等がある場合は、保存用添付資料6部を作成し、指導教員を経て、博士論文審査願、論文要旨及び論文目録を付して学長に提出するものとする。

(3) 保存用添付資料の作成については、別に定める。

(論文の提出時期)

第6条 修士論文又は作品及び博士論文は、在学期間中の所定の期日までに提出しなければならない。

(本大学院博士後期課程に在学し、所定の単位を取得して退学した者への特例)

第7条 本大学院博士後期課程に在学し所定の単位を取得して退学した者（以下「単位取得退学者」という。）で、在学期間を含み通算して6年以内に博士の学位を申請する場合は、第4条第1項に該当する者として取り扱う。

(本大学院博士後期課程を経ない者の論文の提出)

第8条 第4条第2項の規定により博士の学位を申請する者は、所定の期日までに博士論文を記録した電子媒体1部、博士論文の正本1部、副本4部及び作品や参考資料等の添付資料等がある場合は保存用添付資料6部を作成し、博士論文審査願、論文要旨、論文目録、履歴書、研究業績一覧及び学位審査料を添え、学長に提出するものとする。

(学位審査料)

第9条 博士の学位審査料は、別に定める。

2 一旦受理した学位審査料は、返還しないものとする。

3 第7条の単位取得退学者は、学位審査料を免除することができる。

(修士論文又は作品の審査及び最終試験)

第10条 学長は、研究科長に修士研究指導担当教員による修士学位審議委員会の設置を指示し、提出された修士論文又は作品の審査を付託する。修士学位審議委員会の委員長は、総合アート&デザイン専攻主任があたる。

2 修士学位審議委員会は、修士論文又は作品を審査するため、修士研究指導担当教員から主査1名及び関連領域の修士研究指導担当教員2名以上を副査として指名し、修士論文又は作品審査委員会（以下「修士研究審査委員会」という。）を設置する。

3 修士学位審議委員会で必要があると認めた場合は、修士研究審査委員会の副査のうちの1名を外部から委嘱する専門分野の副査（以下「外部副査」という。）とすることができる。外部副査は、本大学院の修士研究指導担当教員と同等以上の専門分野における業績を有すると認められた者とする。

4 修士研究審査委員会は、修士論文又は作品の内容が修士の学位に相当するかどうかを審議する。

5 修士研究審査委員会は、最終試験を兼ねた公開発表会を経て、修士論文又は作品が修士の学位に相当することの可否について意思決定する。なお、修士研究審査委員会における可否の意思決定は、主査・副査の全員一致によるものとする。

6 修士研究審査委員会は、意思決定の結果を修士学位審議委員会に報告する。

(博士論文の審査及び最終試験)

第11条 学長は、研究科長に博士研究指導担当教授による博士学位審議委員会の設置を指示し、提出された博士論文の審査を付託する。博士学位審議委員会の委員長は、芸術工学専攻主任があたる。

2 博士学位審議委員会は、博士論文を審査するため、博士研究指導担当教員から主査1名及び関連領域の博士研究指導担当教員3名以上を副査として指名し、予備審査委員会を設置する。

3 博士学位審議委員会で必要があると認めた場合は、予備審査委員会の副査のうちの1名を外部副査とすることができます。ただし、外部副査は、本大学院の博士研究指導担当教員と同等以上の専門分野における業績を有すると認められた者とする。

4 予備審査委員会は、最終試験を行う前に事前審査（以下「予備審査」という。）を行い、提出物が所定の要件を満たしているかどうかを審議し、博士論文の内容の可否について意思決定する。

5 予備審査委員会は、予備審査発表会を開催し、博士研究指導担当教員及び博士教育担当教員の意見を聴き、指摘された内容について予備審査委員会で検討し、申請者に指導を行う。ただし、博士論文の内容が博士の学位に相当しないと判定された場合は、予備審査発表会を行わないことができる。

6 予備審査委員会は、予備審査及び予備審査発表会の結果について博士学位審議委員会に報告する。

7 博士学位審議委員会は、予備審査委員会の結果報告に基づき、本審査、最終試験及び公開発表会を行うことの可否について意思決定する。

8 博士学位審議委員会における前項の意思決定については、次のとおり投票によって行う。

(1) 意思決定の成立要件は博士研究指導担当教授の定数の2分の1以上とする。ただし、委任は認めない。

(2) 本審査、最終試験及び公開発表会を行う場合は、前号の出席者の2分の1以上の可票を必要とする。

9 博士学位審議委員会委員長は、第7項の結果について、博士論文、論文要旨、論文目録、添付資料がある場合は添付資料、予備審査委員会における審査結果報告書及び博士学位審議委員会における審議結果報告書を添えて学長に提出する。

- 10 学長は研究科長と協議し、予備審査委員会及び博士学位審議委員会が適正に実施されたことを確認し、博士の学位に相当する可能性が高いと判断した場合に、本審査、最終試験及び公開発表会を行うことを許可する。
- 11 博士学位審議委員会は、本審査、最終試験及び公開発表会を行うため、博士研究指導担当教員から主査1名及び関連領域の博士研究指導担当教員3名以上を副査として指名し、本審査委員会を設置する。
- 12 博士学位審議委員会で必要があると認めた場合は、本審査委員会の副査のうちの1名を外部副査とすることができる。外部副査は、本大学院の博士研究指導担当教員と同等以上の専門分野における業績を有すると認められた者とする。
- 13 本審査委員会は、博士論文が博士の学位に相当することの可否について意思決定する。本審査委員会における可否の意思決定は、主査・副査の全員一致によるものとする。
- 14 本審査委員会は、博士論文を中心として、広く関連分野にわたる学力の確認を兼ねた最終試験を口頭または筆記により行う。
- 15 本審査委員会は、審査の結果博士論文が博士の学位に相当しないと意思決定した場合は、最終試験を行わないことができる。
- 16 本審査委員会は、意思決定の結果を博士学位審議委員会に報告する。

(修士学位授与の審議)

- 第12条 修士学位審議委員会は、修士研究審査委員会の報告に基づき、審議のうえで修士の学位授与の可否について意思決定する。
- 2 修士学位審議委員会における修士の学位の意思決定については、次のとおり投票によって行う。
 - (1) 意思決定の成立要件は修士研究指導担当教授の定数の2分の1以上を必要とする。ただし、委任は認めない。
 - (2) 修士の学位に相当すると認める場合は、前号の出席者の3分の2以上の可票を必要とする。
 - 3 修士学位審議委員会委員長は、論文の場合は修士論文、作品の場合は修士作品又は作品の写し及び説明小論文、修士研究審査委員会における審査結果報告及び修士学位審議委員会における審議結果報告を学長に提出する。
 - 4 学長は、研究科長と協議のうえ、審査が適正に行われたことを確認し、最終的な修士の学位の合否を決定する。
 - 5 学長は、修士学位審議委員会の審議の結果を踏まえて、大学院教授会に修士の学位の合否を報告する。

(博士学位授与の審議)

第13条 博士学位審議委員会は、本審査委員会の結果に基づき、審議のうえで博士の学位の可否について意思決定する。

2 博士学位審議委員会における博士の学位の意思決定については、次のとおり投票によって行う。

(1) 意思決定の成立要件は、博士研究指導担当教授の定数の2分の1以上を必要とする。ただし、委任は認めない。

(2) 博士の学位に相当すると認める場合は、前号の出席者の3分の2以上の可票を必要とする。

3 博士学位審議委員会委員長は、博士論文、論文要旨、論文目録、添付資料がある場合は添付資料、本審査委員会における審査結果報告及び博士学位審議委員会における審議結果報告を学長に提出する。

4 学長は、研究科長と協議のうえ、審査が適正に行われたことを確認し、最終的な博士の学位の合否を決定する。

5 学長は、博士学位審議委員会における審議の結果を踏まえて、大学院教授会に博士の学位の合否を報告する。

(審査期間)

第14条 博士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に行わなければならない。

2 博士論文の審査及び最終試験の申請は、前期と後期の2回行うものとする。

3 修了を延期した者、単位取得退学者及び課程を経ない者の博士論文の審査及び最終試験は、別に博士学位審議委員会が定める日程で行うものとする。

(学位の授与)

第15条 学長は、博士又は修士の学位に相当すると認めた者に学位記を授与する。博士又は修士の学位に相当すると認められなかった者には、その旨を通知する。

2 課程に在学中又は単位取得退学した者で、博士の学位に相当すると認められなかった者は、通算6年以内に限り博士論文等を添えて再申請することができる。

3 課程を経ない者が博士の学位に相当すると認められなかった場合は、再申請を認めない。

(学位授与の報告、論文要旨等の公表)

第16条 学長は、本大学院において博士の学位を授与したときは、授与した日から3か月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に電子メールで提出する。

2 当該博士の学位授与に係る学位論文の全文及び要旨は、当該学位が授与された日から1年以内にインターネットで公表するものとする。

3 特許等を申請しているなどの事由により公表できない場合は、全文を公表できない旨を学長に申告し、要旨のみを公表することができる。ただし、原則として5年以内に公表するも

のとし、公表できない事由が消滅次第公表するものとする。

- 4 共同研究等の内容が学位論文の一部に含まれている場合は、公表にあたって共同研究等の関係者の承認を得るものとする。
- 5 学位論文に使用された写真については、引用する場合は著作権を確認し承諾を得るものとし、人物を特定できる場合は肖像権を確認し承諾を得るものとする。著作権又は肖像権を確認できず、研究上不可欠であると判断した場合は、博士研究指導教員の許可を得て審査において参照する場合があるが、公表が不適当であると判断された場合は、削除することができる。
- 6 学位論文の開示が求められた場合は、その全文又は一部を開示しなければならない。

(学位記の様式)

第17条 学位記は、様式第1号から第3号のとおりとする。

- 2 学位記は、申請者の要請により、日本文に換えて英文の学位記を授与することができる。

(学位の取消)

第18条 学位を授与された者が不正を行った疑義がある場合及び不正であると指摘された場合は、学長が論文等調査委員会を設置し、指摘された事項について調査する。

- 2 論文等調査委員会において調査した結果は、学長に報告する。
- 3 学長は、不正な内容又は方法によって学位を受けたことが判明した場合は、修士学位審議委員会又は博士学位審議委員会にその旨を通知し、学位を取り消すことの是非を審議依頼する。
- 4 修士学位審議委員会又は博士学位審議委員会は、意思決定結果を学長に報告する。
- 5 学長は、修士学位審議委員会又は博士学位審議委員会の意思決定結果を参考とし、博士の学位取り消しが妥当であると判断した場合は、修士又は博士の学位の授与を取り消す。
- 6 学長は、不正を行った者に対して修士又は博士の学位を取り消す旨を伝え、学位記を返還させる。
- 7 学長は、修士又は博士の学位を取り消した旨を公表する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、神戸芸術工科大学大学院教授会の意見を聴いて学長が承認し、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 第20条に定める様式については、平成9年度から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第17条関係）

修第	号		
学	位	記	
氏名	年	月	日生
本学大学院芸術工学研究科○○○ ○○専攻の修士課程を修了したので 修士(芸術工学)の学位を授与する			
年	月	日	
神戸芸術工科大学			
学長			

(A4横書き)

様式第2号（第17条関係）

課博第	号		
学	位	記	
氏名	年	月	日生
本学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(芸術工学)の学位を授与する			
年 月 日			
神戸芸術工科大学			
学長			

(A4横書き)

様式第3号（第17条関係）

論博第	号		
学	位	記	
氏名	年	月	日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(芸術工学)の学位を授与する			
年 月 日			
神戸芸術工科大学			
学長			

(A4横書き)